様式第１８号　立入検査証（省令様式第２１（省令第１２条関係））

|  |
| --- |
| (表面) |
|

|  |
| --- |
| 写　　真　　添　　付　　面 |

 |
|
| 　第　　　　　号　　　　　　　　　　　職 氏 名　　　　　　　　　　　生年月日採石法第４２条の規定による立入検査証　　　　　　　　　　○○　　年　　月　　日発行　　有効期間　発行日から市長が解任を命ずるまでの間　　広島市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| (裏面) |
| 採石法抜すい第３３条　採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第３３条の１７、第３４条の６及び第４２条から第４２条の２の２までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。第４２条　経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。３　第１項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。第４４条　左の各号の１に該当する者は、３万円以下の罰金に処する。　⑷　第４２条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 |